

地域未来投資促進法に係る 地域経済牽引事業計画 について

地域未来投資促進法のポイント

- ・ 地域の特性を活用し、高い付加価値を創出する「地域経済を牽引する事業（地域への経済波及効果が期待できる事業）」を実施する民間事業者の支援。
- ・ サービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象とした支援措置を講じます。
- ・ 国の同意を受けた静岡県の基本計画に基づいて、事業者が作成した地域経済牽引事業計画を県が承認。※静岡市・浜松市・牧之原市・焼津市が事業の実施場所となる事業計画は各市の承認となります。

地域経済牽引事業計画作成のポイント

静岡県の基本計画に定める事業分野に適合する事業かどうか

付加価値創出額が5,411万円を上回る設定が必要

実施計画期間は、5年を超えない範囲

静岡県基本計画に設定された「経済的効果」から目標設定



事業計画が承認された場合の主なメリット

1. 減 税 (機械装置や建物について法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができる。)

課税特例の内容・対象 (適用期間：令和10年3月31日まで)

対 象 設 備	特 別 償 却	税 額 控 除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件を 満たす場合	50%	5%または6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%



税額控除はその事業年度の法人税額の20%が上限です。

※対象資産の取得までに国への申請（主務大臣による先進性の確認）が別途必要です。

※対象資産にかかる工事の「着工」は地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要です。

※令和10年3月31日までに対象施設を事業の用に供した場合に適用対象となります。

※上乗せ要件は、関東経済産業局HPにてご確認ください。

2. 国補助事業の優遇等 (国の補助制度における審査上の加点・優遇等 例：IT導入補助金)

3. 信用保証協会の保証枠拡大 (普通保険2億円、無担保保険8千万円の一般枠に同額の特例保証枠を拡大)

【問合せ先】 ☎420-0853 静岡県静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4 階

公益財団法人 静岡県産業振興財団 経営支援グループ DX・生産性向上チーム
TEL 054-273-4434 FAX 054-251-3024 E-mail joho@ric-shizuoka.or.jp

対象となる事業分野とは

01

下記の6つの事業分野のいずれかに適合する事業かどうか

- ①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、CNF関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した
- ②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した
- ③県内のIoT、AI、ICT技術等を活用した
- ④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した
- ⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した
- ⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用した

➡ 成長ものづくり分野

➡ 農林水産分野

➡ デジタル分野

➡ 観光・スポーツ分野

➡ 環境・エネルギー分野

➡ ヘルスケア産業分野

付加価値創出額

02

付加価値額 = 売上高 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費 + 給与総額 + 租税公課

付加価値創出額は、事業計画最終年度において、計画前と比較し **5,411 万円※**を上回る目標を設定する必要があります。

実施期間 5年を超えない範囲で事業者が任意設定

03

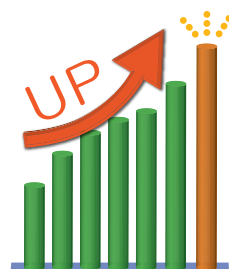
(例) 5 か年計画の場合 …… 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日

静岡県基本計画に設定された「経済的効果」

04

下記の3項目から、1項目以上を選んで目標設定

- ①事業者の**売上**が開始年度比で **12%以上増加**すること
- ②事業者の**雇用者数**が開始年度比で **3%以上増加**すること
- ③事業者の**雇用者給与等支給額**が開始年度比で **12%以上増加**すること



事業計画作成支援

05

静岡県産業振興財団の登録専門家が作成支援します(無料)!

事業計画(承認申請書)は、要点を押さえた文書構成での作成と売上目標額や付加価値創出額など、定量的な目標値の設定が求められ、作成に苦慮されるケースも少なくありません。そこで、登録専門家が申請サポートいたします。

